電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定

総則

（目的）

1. この規定は、ジョブルポを活用して、国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、[該当する事業所名・屋号]において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（運用体制）

1. ジョブルポを活用した電子保存の運用に当たっては、管理責任者を置くものとし、管理責任者は、取引書類の受領者及び電子化作業担当者を管理し、法令等の定めに則って電子保存が行われることに責任をもつ。なお、管理責任者は、必要に応じて、電子化・保存作業を外部委託できるものとし、その場合、外部委託業者が必要な法令等の知識と技能を持つことを確認する。
   * [管理責任者　ジョブルポ管理者権限をもつ方の役職や名前を箇条書き]

（保存期間）

1. ジョブルポに保存する電子取引のデータは、法律の規定により保存しなければならないとされている期間までに保存する。

電子取引データ保存について

（範囲と対象データ）

1. 電子取引の範囲は次に掲げる取引とする。
   * [EDI取引]
   * [電子メールを利用した請求書等の授受]
   * [■■■(クラウドサービス）を利用した請求書等の授受]
2. 各取引について、取引日・金額・取引先等の取引関係情報をジョブルポへ保存するものとする。
3. 授受した取引関係情報については、ジョブルポの証憑書類管理にて保存することとし、証憑書類管理機能により、授受した電子ファイル等の訂正削除履歴を残すものとする。

（訂正削除の原則禁止）

1. 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除を行う場合）

1. 業務処理上やむを得ない理由によって取引関係情報を訂正または削除する場合は、管理責任者の承認を得た上で、入力担当者等がジョブルポの当該取引関係情報または証憑書類の備考欄等に訂正または削除が必要な理由を記載し、訂正または削除を行う。
2. 管理責任者は、正当な理由があると認める場合のみ承認するものとし、訂正または削除の作業内容を管理する。

附則

この規程は、[20■■年■月■日] から施行する。施行時点でリリースされていないジョブルポの電子帳簿保存法に係る一部の機能については、リリースされ次第利用を開始するものとし、この規程に定める保存までの期間に処理するものとする。

ジョボルポを利用して改正電子帳簿保存法（2022年1月施行）に則り電子取引データの管理を行う場合の社内ルールのテンプレートです。利用方法の詳細は以下ヘルプページをご確認ください。

　▼ 取引先とやり取りした電子ファイルを管理する

　https://www.jrupo.com/support/help/evidenceddocumentfile.html#01